平成３０年（フ）第２２号
鹿児島県指宿市湯の浜４丁目14番11号
債務者　山下　光子（旧姓牟田・谷村）
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成３０年（フ）第１８号
茨城県神栖市深芝南４丁目８番地11　K・レジデンスⅠ　102号室
債務者　小沼あすか（旧姓川原・今西）
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２９年（フ）第２１０号
兵庫県明石市魚住町長坂寺1180番地の３　永井住宅
債務者　山口　春男
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第２２９号
神戸市西区玉津町出合474番地の２　池内マンション３－201号、前住所兵庫県明石市天文町１丁目８番12号
債務者　齊藤　将之
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成３０年（フ）第８号
兵庫県たつの市誉田町福田69番地パストラル21　301号、従前の住所兵庫県たつの市神岡町沢田1195番地
債務者　細見　昌代
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成３０年（フ）第７号
兵庫県淡路市志筑3429番地　コーポ北　101、前住所兵庫県淡路市志筑3528番地
債務者　早川　俊郎
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成３０年（フ）第３号
島根県雲南市大東町大東1584番１地
債務者　錦織　順也
1　決定年月日時　平成30年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
松江地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第８号
島根県浜田市牛市町80番地（C）
債務者　稗田　和之
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成３０年（フ）第１０号
高知県四万十市具同5242番地１　サンハイツ301、旧住所高知県四万十市具同5228番地１
債務者　南　　寛晃
1　決定年月日時　平成30年３月27日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
高知地方裁判所中村支部

平成３０年（フ）第１２号
富山市森２丁目10番５号
債務者　串田今日子
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
富山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１２３号
千葉県柏市花野井893番地１　サンシャインⅤ－306号
債務者　福田　竜之
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月31日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第１７０号
千葉県鎌ケ谷市東初富５丁目20番69号（ハイツ後関203号室）
債務者　八木　祥能
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月31日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第１３２号
神奈川県伊勢原市小稲葉195番地の５　ナルセマンション206号
債務者　小津　民雄
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第１３３号
神奈川県伊勢原市小稲葉195番地の５　ナルセマンション206号
債務者　小津　早苗
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第２４号
広島県福山市西深津町２丁目13番19号
債務者　戸田　京子
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成３０年（フ）第２５号
広島県福山市西深津町２丁目13番19号
債務者　戸田　俊介
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成３０年（フ）第３４号
広島県福山市多治米町２丁目６番２号
債務者　宮地　愛果
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係